

平成31年3月6日

回 答 書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
弁護士 北村 拓也 先生

阪南理美容株式会社
代表取締役 濱 屋 勉

前略 貴職作成の平成31年2月20日付申入書に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

- 1 本件文言を削除した新たな当社ヘアカラーメンバーズカードのサンプル同封させていただきます。
- 2 パッチテストの省略を希望される顧客に対して行う説明の内容
パッチテストの省略を希望される顧客に対しては、パッチテストを行うことなく薬剤等を使用することにより、かぶれ（頭・髪の毛の生え際・顔・首筋などに、かゆみ・はれ・赤み・ブツブツなどの症状がでること）や重篤なアレルギー反応等を発症する場合もあること等を説明しております。
当社の法的責任の範囲に関する言及を行う予定はありません。

草々